

令和7年7月11日

一般社団法人
神奈川県火薬類保安協会会長 殿

神奈川県警察本部生活安全部
生活安全総務課長

火薬類の適正な管理について（依頼）

貴協会におかれましては、平素より銃砲及び火薬行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

すでにご承知のとおり、令和7年8月20日から同月22日までの間、横浜市西区みなとみらい地区周辺において第9回アフリカ開発会議が開催され、国内外から多くの要人が来県されます。

このような情勢の中、仮に銃砲及び火薬類の保管管理に、適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されますので、貴協会におかれましては、会員の皆様に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに計画的な銃砲等の携帯運搬などについて御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 火薬庫・火薬貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ってください。
 - 2 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めてください。
 - 3 火薬類を譲渡する場合の手続きを遵守してください。
 - 4 火薬消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の確実な記載を徹底し、盗難・不正流出の防止に努めてください。
 - 5 会議開催日程及びその前後においては、対象地域等における火薬類の計画的な運搬に努めてください（具体的な自粛期間については、警察に確認してください）。
- なお、やむを得ず運搬する必要がある場合は、関係警察と連絡をとり、輸送ルート、時間の調整等の措置をとってください。
- 6 火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、直ちに警察に届け出てください。